

保険給付の制限等について

令和6年度 石垣市集団指導
石垣市福祉部介護長寿課

介護保険料滞納者への保険給付の取り扱い

- 介護保険料徴収の権利は、**2年間で時効**となります。（法200条）
- 介護保険料を滞納している被保険者については、要介護者等となっても、滞納期間に応じて措置がとられます。ただし、災害等の特別な事情がある場合には、窓口の方までご相談下さい。

給付制限の種類について

○ 支払方法の変更（償還払い）



○ 保険給付の一時差止
(償還払い後に未納分の保険料を差引く)



○ 給付額減額等
(保険給付率が7割、現役並み所得者は6割)

【支払方法の変更（償還払い）とは・・・】

- 要介護認定等をうけた被保険者が、**納期限から1年間**保険料を納付していない場合には、保険者は被保険者への弁明の機会を経て、現物給付を行わず、支払い方法を変更して**償還払い**とします。

その際の介護保険被保険者証への印字は「**支払方法変更**」となり、記載のある期間のサービスは償還払いの扱いとなります。

【保険給付の一時差止めとは・・・】

- 要介護認定等をうけた被保険者が、**納期限から1年6カ月間**保険料を納付しない場合には、保険者は保険給付の支払いの全部または一部を滞納額に対し著しく高額とならない範囲で一時差し止めとします。この場合の扱いとしては、現物給付は不可となるため、償還払いでのサービス利用となり、自己負担分（1割～3割）を除く保険給付分が後で戻ってくるのが償還払いですが、滞納している保険料にあてられる場合があります。
- その際の介護保険被保険者証への印字は「**保険給付の一時差止**」と記載されています。

【保険料未納者の給付額減額等とは・・・】

○ 要介護認定等をうけた被保険者に、**認定前の10年間に2年間の消滅時効による保険料徴収権消滅期間がある場合**には、算定期間に応じて保険給付率が7割（現役並み所得者は6割）に引き下げられます。

○ その際の介護保険被保険者証への印字は「**給付額の減額**」と記載されています。

【注】 この給付額の減額適用期間中は、高額サービス費、高額医療合算介護サービス費、特定入所者介護サービス費は**支給対象外**となります。

様式第一号(第二十六条関係)

(表面)

(一)		(二)		(三)	
介護保険被保険者証		要介護状態区分等		給付制限内容	
番号		認定年月日 (事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)		開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日	
住所		認定の有効期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日		開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日	
フリガナ		居宅サービス等 平成 年 月 日～平成 年 月 日 1月当たり		開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日	
氏名		区分支給限度基準額		居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者及びその事業所の名称又は地域包括支援センターの名称	
生年月日 明治・大正・昭和 年 月 日 性別 男・女		サービスの種類 種類支給限度基準額		届出年月日 平成 年 月 日	
交付年月日 平成 年 月 日		認定審査会の意見及びサービスの種類の指定		届出年月日 平成 年 月 日	
保険者番号並びに保険者の名称及び印				届出年月日 平成 年 月 日	

※ 契約時、認定の結果が出て新たな介護保険証が発行される際は、必ず確認ください。